

利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

1. 各 筆 明 細

農用地利用集積計画書

受付コード						利用権の設定 を受ける者(A) (借人)	フリガナ 氏名又は 名 称	フリガナ 住 所 〒	1	区 分	地 区	世 帯					農協等
登録区分	1 新 規 2 再設定					利用権の設定 をする者(B) (貸人)	フリガナ 氏名又は 名 称	フリガナ 住 所 〒	2	区 分	地 区	世 帯					農協等

利用権を設定する土地 (C)						設 定 す る 利 用 権 (D)								利用権を設定する土地の(B)以外の権限者等(E)				備 考				
区 域	所 在			現況 地目	面 積 ㎡	利 用 内 容 (耕作作目)	始 期	存続 期間	借賃 1 10a当り 2 1筆当り	期 間 借 地 の 場 合	借賃の 支 払 方 法	利用権 の種類	法 律 関 係	住 所	氏 名 又 は 名 称	権限の 種 類	助 成 金			借賃の支払期限及 び口座振込の場合 の指定金融機関名	その他	
	大字	字	地番				終 期										新	再	無			
							R 年 月 日から	年	円	月 日から	1 現金	1 賃借権	1 賃借権							金融機関名 []		
							R 年 月 日まで	月	米 (kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸 権									
							R 年 月 日から	年	円	月 日から	1 現金	1 賃借権	1 賃借権									
							R 年 月 日まで	月	米 (kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸 権									
							R 年 月 日から	年	円	月 日から	1 現金	1 賃借権	1 賃借権									
							R 年 月 日まで	月	米 (kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸 権									
							R 年 月 日から	年	円	月 日から	1 現金	1 賃借権	1 賃借権									
							R 年 月 日まで	月	米 (kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸 権									
							R 年 月 日から	年	円	月 日から	1 現金	1 賃借権	1 賃借権									
							R 年 月 日まで	月	米 (kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸 権									
							R 年 月 日から	年	円	月 日から	1 現金	1 賃借権	1 賃借権									
							R 年 月 日まで	月	米 (kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸 権									
							R 年 月 日から	年	円	月 日から	1 現金	1 賃借権	1 賃借権									
							R 年 月 日まで	月	米 (kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸 権									
	計																					

- 農用地区域は

1
- 市街化区域は

2
- その他は

3

2. 共 通 事 項

裏面のとおり

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				年 齢		歳		農作業従事日数		日	
利用権の設定等を受ける 土地の面積 (F) ㎡		利用権の設定等を受ける者が 現に耕作又は養畜の事業に供 している農用地の面積 (G) ㎡		利用権の設定等を受 ける者の主たる 経営作目 (H)		利用権の設定を受ける世帯員（構成員）の農作業 従事及び雇用労働力の状況（I）					
						世帯員（構成員）		農 業 従 事 者 （うち15歳以上60歳未満の者）		雇用労働力 〔 年 間 〕 延日数	
農 地		農地	自作地		人			農業専従者		(人)	
採草放牧地			借入地								
その他		採草放牧地				農業補 助者	主として農業 に従事する者	(人)	(人)		
		合 計					従として農業 に従事する者	(人)	(人)		

2. 共通事項（利用権設定）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払いを猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により収益が減少したときは、乙は甲に対しその低下割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲および乙が協議して定める。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、この責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。